

第138期 定時株主総会招集ご通知



日 時

平成30年6月26日(火曜日) 午前10時

場 所

高知市堺町2番24号
当行本店5階ホール

目 次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
＜会社提案(第1号議案および第2号議案)＞	
第1号議案 ▶ 剰余金処分の件	
第2号議案 ▶ 取締役1名選任の件	
＜株主提案(第3号議案から第5号議案まで)＞	
第3号議案 ▶ 定款一部変更の件(1)	
第4号議案 ▶ 定款一部変更の件(2)	
第5号議案 ▶ 取締役2名解任の件	
<p>第3号議案から第5号議案までは一部の株主さまからのご提案であり、取締役会としてはこれらの議案いずれにも反対しております。</p>	
事業報告	13
計算書類	27
連結計算書類	29
監査報告書	31



郷土高知を照らす太陽と、「熱意」の姿勢を赤に、
穏やかにそびえる山々と、「調和」への願いを緑に、
躍る黒潮と、「誠実」の精神を青にたとえて一。

高知銀行のシンボルマークは「ビビッドK」。
右上の赤は地域の皆さまを、
右下の緑は地元企業の皆さまを、
そして、それぞれのニーズを受け止める
高知銀行を左の青で表しています。

株主各位

高知市堺町2番24号
株式会社高知銀行
取締役頭取 森下勝彦

第138期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当行第138期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席賜りますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、「議決権行使について」（2頁）のとおり、書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月26日（火曜日）午前10時
2. 場 所 高知市堺町2番24号 当行本店5階ホール
3. 目的事項
報告事項 1) 第138期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
2) 第138期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

<会社提案（第1号議案および第2号議案）>

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役1名選任の件

<株主提案（第3号議案から第5号議案まで）>

第3号議案 定款一部変更の件（1）

第4号議案 定款一部変更の件（2）

第5号議案 取締役2名解任の件

第3号議案から第5号議案までは一部の株主さまからのご提案であり、取締役会としてはこれらの議案いずれにも反対しております。

以 上

- ◎ 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令および当行定款の定めにより、インターネット上の当行ホームページ（<http://www.kochi-bank.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
 - ①事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」「業務の適正を確保する体制」
 - ②計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
 - ③連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」なお、これらの事項は、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した事業報告、計算書類および連結計算書類に含まれております。
- ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ホームページ（<http://www.kochi-bank.co.jp/>）に掲載することによりお知らせいたします。

議決権行使について

議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。

本定時株主総会の議案を「株主総会参考書類」5ページから12ページに記載しておりますので、ご検討のうえ、下記のいずれかの方法にて議決権を行使していただきますよう、お願い申し上げます。

なお、本定時株主総会におきましては、株主さま（1名：議決権の数310個）より、株主提案権の行使（以下「株主提案」といいます。）に関する書面を受領いたしております。その内容は、「株主総会参考書類」8ページから12ページに第3号議案から第5号議案として記載しております。

当行取締役会としては、株主提案に対し、反対する旨の意見を記載しております。

株主総会にご出席の場合

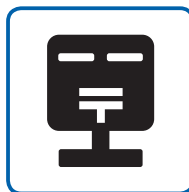


開催日時

平成30年6月26日(火曜日)
午前10時

当日ご出席の際は、本招集ご通知をご持参いただくとともに、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

郵送による議決権行使の場合



行使期限

平成30年6月25日(月曜日)
午後5時30分到着分まで

同封の議決権行使書に各議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

詳細は3頁をご参照ください。

インターネット等による 議決権行使の場合



行使期限

平成30年6月25日(月曜日)
午後5時30分まで

議決権行使ウェブサイトアクセスし、行使期限までに各議案に対する賛否をご入力いただき、議決権をご行使ください。

詳細は4頁をご参照ください。

機関投資家の
皆さまへ

議決権電子行使プラットフォームがご利用いただけます。

機関投資家の皆さまに関しましては、本総会につき、株式会社「ICJ」の運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

インターネット等による議決権行使についてのお問合せ先

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話 0120(652)031
(受付時間 9:00~21:00)

その他のお問合せ先

三井住友信託銀行
証券代行事務センター
電話 0120(782)031
(受付時間 9:00~17:00 ※土日休日除く)

【郵送による議決権行使のご案内】

本定時株主総会にご出席されず、郵送による議決権行使をされる場合は、同封の「議決権行使書」をご返送ください。（切手の貼付はご不要です。）

本定時株主総会では、会社提案と株主提案の決議を行います。

別紙に、議決権行使書により議決権を行使される場合のご記入方法をわかりやすくご説明することを目的として、議決権行使書への賛否の代表的なご記入例をご紹介します。

当行取締役会としては、株主提案に対し、反対する旨の意見を記載しております。

当行取締役会の意見にご賛成の場合は、株主提案に対する賛否ご記入欄の「否」の欄に○印をご表示願います。

なお、各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとして取り扱うこととさせていただきます。

議決権行使書		株主番号	議決権行使個数		個		お 願 い																			
株式会社 高知銀行 御中																										
<p>私は、平成30年6月26日開催の貴行第138期定時株主総会（継続会または延会を含む）の各議案につき、右記（賛否を○印で表示）のとおり議決権を行使します。</p> <p>平成 30 年 6 月 日</p>		<table border="1"> <tr> <td>議案</td> <td>第1号議案</td> <td>第2号議案</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">会社提案</td> <td>賛</td> <td>賛</td> </tr> <tr> <td>否</td> <td>否</td> </tr> </table>	議案	第1号議案	第2号議案	会社提案	賛	賛	否	否	<table border="1"> <tr> <td>議案</td> <td>第3号議案</td> <td>第4号議案</td> <td>第5号議案</td> <td>（その他）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">株主提案</td> <td>賛</td> <td>賛</td> <td>賛</td> <td></td> </tr> <tr> <td>否</td> <td>否</td> <td>否</td> <td></td> </tr> </table>	議案	第3号議案	第4号議案	第5号議案	（その他）	株主提案	賛	賛	賛		否	否	否		<ol style="list-style-type: none"> 株主総会にご出席願えない場合は、この議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年6月25日午後5時30分までに到着するように返送ください。 第5号議案の賛否をご表示の際、一部の候補者につき異なる意思を表示される場合は、「株主総会参考書類」に記載の当該候補者の番号をご記入ください。 賛否のご表示は、黒色のボールペンにより、はっきりと○印をご記入ください。 議決権をインターネットで行使される場合は、下に記載のウェブサイトにて議決権行使コードとパスワードによりアクセスのうえ、平成30年6月25日午後5時30分までにご投票ください。この場合、議決権行使書を返送される必要はありません。
議案	第1号議案	第2号議案																								
会社提案	賛	賛																								
	否	否																								
議案	第3号議案	第4号議案	第5号議案	（その他）																						
株主提案	賛	賛	賛																							
	否	否	否																							
<p>各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案については賛、株主提案については否の表示があったものとして取扱います。</p> <p>株式会社 高知銀行</p>		<p>ここに、各議案の賛否をご記入ください。</p>		<p>（ご注意）株主提案につきましては、当行取締役会は反対しております。第3号議案以下につき、株主提案に賛成の場合は「賛」に、当行取締役会の意見に賛成の場合は「否」に○印をご表示ください。</p>																						
<p>インターネットと書面両方で議決権行使された場合は、インターネットを有効とします。株主総会にご出席の際は、この用紙の右片を切離さずにそのまま会場受付にご提出ください。</p>						株式会社 高知銀行																				

【インターネット等による議決権行使のご案内】

本定時株主総会にご出席されず、インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ下記の事項をご確認のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

本定時株主総会では、会社提案と株主提案の決議を行います。

当行取締役会としては、株主提案に対し、反対する旨の意見を記載しております。

当行取締役会の意見にご賛成の場合は、株主提案に対する賛否欄に「否」をご入力願います。

記

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネット等による議決権行使は、当行の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

ウェブ行使



※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して上の「QRコード®」を読み取り、議決権行使ウェブサイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。
(QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)

2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。
- (2) 議決権行使期限は、平成30年6月25日（月曜日）午後5時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 郵送とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。また、インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

3. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主さまご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは、一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

以上

<会社提案（第1号議案および第2号議案）>

第1号議案 ▶ 剰余金処分の件

当行は、安定的な経営基盤の確保と健全な財務体質への強化を図るとともに、フローの利益とストックの内部留保に応じ、弾力的に配当金をお支払いする方針としております。

なお、第1種優先株式につきましては、所定の配当金とさせていただきます。

第138期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1 配当財産の種類

金銭といたします。

2 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当行普通株式1株につき金15円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は152,428,965円となります。

当行第1種優先株式1株につき金14円73銭6厘といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は110,520,000円となります。

当行は平成29年10月1日付で10株を1株とする株式併合を行いました。同年12月8日に中間配当金として普通株式1株につき1円、第1種優先株式1株につき0円98銭2厘4毛をお支払いしておりますので、期末配当金を株式併合前の基準により換算すると普通株式1株当たり1円50銭、第1種優先株式1株当たり1円47銭3厘6毛となり、これらをそれぞれ合計した年間の配当金は普通株式1株につき実質2円50銭、第1種優先株式1株につき実質2円45銭6厘となります。

3 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年6月27日といたしたいと存じます。

第2号議案 ▶ 取締役1名選任の件

経営の透明性と健全性のさらなる向上および中長期的な企業価値の向上を目的としたコーポレートガバナンス体制の一層の強化を図るため、独立性の高い社外取締役を1名増員し、3人体制といたしたく、取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本総会で選任された場合の任期は、当行定款の規定により、他の現任取締役の任期満了までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

別役 壽夫 (昭和28年7月5日生)

所有する当行の株式の種類および数 普通株式 0株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和51年4月	高知県信用保証協会入協	平成19年4月	同 総務部長
平成6年4月	同 業務部保証一課課長補佐	平成21年3月	同 退職
平成10年4月	同 総務部総務課長	平成21年4月	同 常勤監事就任
平成13年4月	同 総務部副部長	平成29年3月	同 常勤監事退任

■ 社外取締役候補者の選任理由

別役壽夫氏は、これまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、長年にわたる高知県信用保証協会における豊富な経験、ならびに監事に携わった実績、および中小企業診断士として専門的知見も有しておられることから、客観的かつ透明性をもって社外取締役としての役割を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。また、社会的信用も十分であることから社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 取締役候補者と当行との間には特別の利害関係はありません。
2. 別役壽夫氏は、新任の取締役候補者であります。
3. 別役壽夫氏は、社外取締役候補者であります。同氏が原案どおり選任された場合、金融商品取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
4. 当行は、社外取締役が期待される役割を十分発揮できるよう、定款第25条において社外取締役の責任限定契約に関する規定を設けております。なお、同氏が原案どおり選任された場合、当行との間で責任限定契約を締結する予定であります。
- 責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。
- 社外取締役は、本契約締結後、会社法第423条第1項に基づき損害賠償責任を負う場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める額を限度として、損害賠償責任を負担するものであります。

<ご参考> 社外役員の独立性に関する判断基準

当行における独立役員の判断基準は、現在及び最近（注1）において、以下のいずれの要件にも該当しないこととしております。

1. 当行または当行の子会社において、現在または過去10年間に業務執行取締役又は使用人であった者
2. 当行を主要な取引先（注2）とする者、またはその者が法人である場合はその業務執行者
3. 当行の主要な取引先、またはその者が法人等である場合はその業務執行者
4. 当行から役員報酬以外に多額（注3）の金銭その他財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家等
5. 当行を主要な取引先とするコンサルティング会社、会計事務所、法律事務所等の社員等
6. 当行から多額の寄付等を受ける者、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者
7. 当行の主要株主（注4）、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者
8. 次に掲げる者の二親等以内の近親者
 - ア. 上記1.～7. に該当する者
 - イ. 当行または当行の子会社の取締役、監査役及び重要な使用人等

（注1）最近とは、5年以内

（注2）主要な取引先とは、支払額または受取額が売上高の1%以上

（注3）多額とは、年間1,000万円以上

（注4）主要株主とは、議決権の10%以上を保有する株主

<株主提案（第3号議案から第5号議案まで）>

第3号議案から第5号議案までは、株主様1名（以下「提案株主」といいます。）からのご提案によるものであります。なお、提案株主様の議決権の数は310個であります。

各議案の「提案内容」および「提案理由」は、提案株主様から提出されたものを記載しております。

第3号議案 ▶ 定款一部変更の件（1）

提案内容 取締役の任期を「選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。」これを「選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。」に変更。

1 提案理由

- ① 昨年3月で退任した「元市場金融部長取締役●●●●氏」は6月総会開催日（約3ヵ月前）に役員任期を全うせず民間企業の役員に再就職。
- ② 本人が病気等でない限り、取締役はその任期を全うし、株主総会で「事業の経過および成果を」報告する義務と責任がある。定款では任期は2年。
- ③ 株主総会で「取締役就任決議」の意図するところは、経営権の委託であり、個人の理由に基づく役員リタイアは完全に株主軽視。
- ④ 今後も、役員任期の途中リタイアが発生する虞がある為、取締役の任期を1年に短縮。

[第3号議案に対する取締役会の意見]

取締役会としては、本議案に反対いたします。

地域経済は、少子高齢化に伴う人口の減少をはじめとした様々な課題を抱えており、また、業界を越えた金融サービスの多様化も進展しつつあるなど、地域金融機関を取り巻く環境はさらに厳しくなることが予想されております。

こうしたなか、社内外の取締役は経営施策を立案、実行および検証していくには、1年という期間は短く、現状の2年は妥当であると考えております。

したがいまして、取締役会としては定款を変更すべき理由はないと考えますので、本議案に反対いたします。

第4号議案 ▶ 定款一部変更の件（2）

提案内容 高知銀行の取締役体制について次のとおり変更を求める。

1 提案理由

- ① 公的借入資金150億円を未だに完済出来ない現実。この役員構成を見直し、少数精鋭の6名以内とし、スリムな役員体制を構築。
- ② 公的資金未返済の責任者は皆無である。また役員全員地銀の危機を全く身近に捉えていない。経営が危機的状態であっても、役員側から経費削減案が一度も提示されない。平和ボケに浸かっている役員数の削減。
- ③ 経営経験者の社外取締役を増やし、取締役会の議論を深める。
県庁OB・弁護士・会計士・公務員OBは経営経験なし。
経営経験を有する即戦力型の役員構成の確立。
- ④ 地方銀行の生き残りは決して生易しいものでは無い。全取締役が最低3万株の自社株保有を制度化し、会社経営の自覚・責任をもつ体制の構築。

[第4号議案に対する取締役会の意見]

取締役会としては、本議案に反対いたします。

地域経済は、少子高齢化に伴う人口の減少をはじめとした様々な課題を抱えており、また、業界を越えた金融サービスの多様化も進展しつつあるなど、地域金融機関を取り巻く環境はさらに厳しくなることが予想されております。

当行の取締役の員数は、定款第18条の規定により13名以内とされております。現下の経営課題に対処していくためには、経営の透明性と健全性のさらなる向上および中長期的な企業価値の向上を目的としたコーポレートガバナンス体制の一層の強化を図るためにも第2号議案として提案させていただいております。社外取締役1名の増員を含む9名の取締役人数は適正であると考えております。

当行社外取締役は、取締役会において、自らの経歴ならびに経験による知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・助言・提言等を行っており、それぞれ期待する役割を適切に果たしていると考えております。

各取締役は、所有自社株数にとられず、株主の皆さまからの負託にこたえるよう経営施策を立案、実行および検証していくことが、株主共同利益の確保に資するものと考えております。

したがいまして、取締役会としては定款を変更すべき理由はないと考えますので、本議案に反対いたしません。

第5号議案 ▶ 取締役2名解任の件

提案内容 以下の取締役の解任を求める。

取締役常務 三宮 昌子氏

取締役 田村 忍氏

提案理由

(1) 取締役常務 三宮 昌子氏の解任を求める。

- ① 旧土電は清算終了したが高知県交通は終了なし。2社の清算終了が終了し、真に公金10億円出資の第三セクター「とさでん交通（株）」が設立となる。
とさでん交通が黒字公表でも「借入額約30億円の負債」は一向に減少なし。サブ貸付は高銀。
- ② 裁判判決で決定の、四銀・高銀両行による元土電社長に対する約13億3000万円の債権回収は実現化なし。高知県交通に係る約2億円の回収も未解決。
- ③ 土佐観光施設（高知ゴルフ）は28年・29年度2年連続の債務超過に陥っている。高銀の貸付金約

9千700万円が未回収。

- ④ 「社会医療法人近森会」の高知県関係部局の資料によると28年度は「長短合わせ約290億円」の借入総額が存在。「5年連続収益無し、28年度は債務超過」で、巨額の不良債権が発生している。社会医療法人近森会に対する貸付準主役は高銀である。高銀は未だ「150億円の公的資金」の返済は未了。巨額貸付に係る多額の不良債権の発生に対する経営責任は極めて深刻かつ重大。

(2) 取締役 田村 忍氏の解任を求める。

- ① 巨額の不良債権発生責任。
- ② 「社会医療法人近森会」の高知県資料28年度より「長短合わせ約290億円」の準主役貸付は高銀である。「5年連続収益無し、28年度」は「債務超過」に陥る等巨額な不良債権を発生させた貸付責任。
- ③ 高知県交通は「清算結了が終了していない。」県交通の約2億円の融資額について高銀は代表権を有する2名の取締役に対する「個人保証」も設定せず、また「個人資産の担保設定」もしていない。旧土電元会長・社長に対する債務保証との整合性が全く取れない。未回収金に対する責任。
- ④ 2社（土電・県交通）の清算結了の終了無くして統合新会社の発足は無く、6行で26億円から28億円の債権放棄も実質終了しない。また統合新会社とさでん交通（株）の「資産・債務」も未確定であり、新会社移行業務は著しく停滞。
- ⑤ 土佐観光施設（高知ゴルフ）は28年・29年度2年連続の債務超過。高銀の巨額貸付金約9千700万円が回収不能となる公算大。

[第5号議案に対する取締役会の意見]

取締役会としては、本議案に反対いたします。

常務取締役 三宮昌子、取締役 田村 忍の両氏は、取締役就任以来、銀行経営に必要な経験、知見および専門知識を活かし、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など当行の発展、経営基盤の強化に向けて尽力しており、取締役として法令および定款に従い、十分にその職責を果たしております。

したがって、取締役会としては各取締役について解任すべき理由はないと考えますので、本議案に反対いたします。

(会社注)

I. 上記のほか、提案株主様の株主提案通知書に記載されている内容は、次のとおりであります。

通知書（株）高知銀行取締役会殿

提案株主は本日（株）高知銀行に対し、会社法303条及び305条で定められている少数株主権としての株主提案権を行使する。提案株主の株数は3万1千株である。

順番は以下のとおりである。

- (1) 議題提案権
- (2) 議案提案権
- (3) 議案通知請求権

(1) 議題提案権の行使 本年は（定款変更2件）と（取締役解任2件）である。

「下記に会議の目的を列挙し請求する。」

II. 株主提案通知書の提案理由に記載されている当行役員以外の個人の氏名は、プライバシーに関する箇所のため伏して記載しております。

以 上

第138期事業報告 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果等

【当行の主要な事業内容】

当行の本店のほか支店71店舗において、預金業務、貸出業務、為替業務、証券業務、信託代理業務、投資信託窓口販売業務、損害保険窓口販売業務、生命保険窓口販売業務、エレクトロニック・バンキングサービス等、地域に密着した営業活動を展開しております。

【金融経済環境】

平成29年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日）の日本経済は、雇用・所得環境の改善が続くなかで、個人消費は持ち直しつつあり、設備投資も緩やかな増加基調となるなど、全体では緩やかに回復しました。

当行の主要営業基盤である高知県の経済は、個人消費は一部に弱い動きがみられたものの、全体では底堅く推移しており、また、生産活動は徐々に持ち直しているほか、雇用・所得環境も改善しており、全体では緩やかに回復しつつあります。

【事業の経過および成果】

こうした経済環境下、当行は全役職員が一致協力して地域に密着した営業活動を展開し、業績の向上と経営体質の改善強化に努めてまいりました。

その結果、預金は期中207億円増加して、期末残高は9,207億円（前期末比2.30%増）となりました。

一方、貸出金は地域中小企業を中心とする事業資金に積極的に取り組みました結果、期中63億円増加して、期末残高は6,951億円（前期末比0.92%増）となりました。

また、有価証券は、期中11億円増加して、期末残高は3,144億円（前期末比0.37%増）となりました。

損益面では、経常利益は前期比1億88百万円減少して26億95百万円（前期比6.52%減）、当期純利益は同4億64百万円減少して16億48百万円（前期比21.99%減）となりました。

【当行が対処すべき課題】

地域経済は、少子高齢化の進展による人口の減少や地域間格差の拡大など様々な課題を抱えております。一方、金融界は低金利政策が継続するなか、金融とITの融合によるフィンテックが目覚ましい進歩を遂げ、他業態との競合もさらに激化するなど、構造的な変化がスピードを増して進展しております。

地域金融機関を取り巻く環境は厳しさを増していくことが予想されますが、お客さまの立場に立った商品やサービス、ソリューションの提供など、地域経済の活性化に資する取り組みを継続し、これによって創造される経済循環を収益機会につなげ、経営基盤を一層強固なものとすることによって、様々な環境変化に的確に対応していくことが当行の対処すべき課題であると考えております。

こうした認識のもと、平成30年度よりスタートさせた中期経営計画「こうぎん新創造第Ⅰ期：変革」では、「地域の価値向上に貢献する金融インフラ」となることを10年後の目指す姿に掲げております。地域密着型金融を深化させ、付加価値の高い金融サービスを提供し、抜本的な業務改革による効率化を図り生産性を高めていくことによって、お客さまと“face to face”で向き合う活動をさらに強化し、お客さまとの“つながり”を一層強

めていけるよう、変革を遂げてまいります。

当行はこれからも、「ベスト・リージョナル・コラボレーション・バンク」として、地域の発展のために地域とともに最も汗を流し、地域になくてはならない金融インフラとなり、お客さまの将来にわたるベスト・パートナーとなれるよう取り組んでまいります。

株主の皆さまにおかれましては、より一層の温かいご支援と変らぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

事業報告

(2) 財産および損益の状況

(単位：億円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
預 金	9,062	9,016	9,000	9,207
定期性預金	5,951	5,720	5,430	5,097
その他	3,110	3,295	3,570	4,109
貸 出 金	6,752	6,823	6,887	6,951
個人向け	1,039	1,050	1,083	1,114
中小企業向け	3,838	3,914	4,051	4,117
その他	1,874	1,858	1,752	1,719
商 品 有 価 証 券	—	2	4	—
有 価 証 券	3,090	3,079	3,132	3,144
国 債	1,200	1,036	887	800
その他	1,889	2,043	2,245	2,343
総 資 産	10,414	10,456	10,821	11,038
内 国 為 替 取 扱 高	32,430	33,577	31,083	31,771
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 200	百万ドル 279	百万ドル 265	百万ドル 235
経 常 利 益	百万円 4,883	百万円 3,365	百万円 2,883	百万円 2,695
当 期 純 利 益	百万円 3,800	百万円 2,928	百万円 2,113	百万円 1,648
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	円 銭 353.57	円 銭 268.13	円 銭 189.15	円 銭 144.49

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 平成29年10月1日付で普通株式及び第1種優先株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しております。
- 1株当たり当期純利益は、平成26年度の期首に当該株式併合が実施されたと仮定して算出してあります。
3. 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する当行の株式は1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式総数の計算において控除する自己株式に含めております。(当事業年度27千株。)

(3) 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	893人	903人
平均年齢	40才 7月	40才 10月
平均勤続年数	17年 8月	18年 0月
平均給与月額	372千円	379千円

	当年度末		前年度末	
	本部部門	営業店部門	本部部門	営業店部門
使用人数	245人	648人	243人	660人

- (注) 1. 使用人数には、臨時雇用および嘱託を除いた在籍者数を記載しております。
 2. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 3. 平均給与月額は、3月の時間外手当を含む平均給与月額であり、賞与は含んでおりません。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数の推移

	当年度末		前年度末	
	店	うち出張所	店	うち出張所
高知県	59	(0)	59	(0)
愛媛県	6	(0)	6	(0)
徳島県	3	(0)	3	(0)
香川県	1	(0)	1	(0)
岡山県	1	(0)	1	(0)
大阪府	1	(0)	1	(0)
東京都	1	(0)	1	(0)
合計	72	(0)	72	(0)

- (注) 県庁支店については、ブランチ・イン・ブランチ（一つの建物内で2つの店舗が営業を行う）方式を行ったことより、店舗の拠点数としては71拠点となっております。

事業報告

招集ご通知

- 当年度新設営業所
該当ありません。

(注) 当年度において店舗外現金自動設備を次のとおり1カ所新設いたしました。

設置場所	所在地
島津病院出張所	高知県高知市比島町4丁目6-22 島津病院院内

平成30年5月24日より店舗外現金自動設備を次のとおり1カ所新設いたしました。

設置場所	所在地
サニーマート山手出張所	高知県高知市山手町81

- ハ 当年度廃止営業所
該当ありません。

(注) 当年度において店舗外現金自動設備を次のとおり3カ所廃止いたしました。

設置場所	所在地
県庁西庁舎出張所	高知県高知市丸ノ内一丁目7番52号
愛宕小橋出張所	高知県高知市愛宕町四丁目102番5
宿毛市役所出張所	高知県宿毛市桜町2-1

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

設備投資の総額	1,108百万円
---------	----------

(注) 設備投資の総額には、有形固定資産のほか、無形固定資産を含んでおります。

株主総会
参考書類

事業報告

計算書類
連結計算書類

監査報告書

□ 重要な設備の新設等

1. 新設した設備

営業所等	所在地	設備の内容	敷地面積 (㎡)	建物延べ面積 (㎡)	価額 (百万円)	完了年月
清水社宅	高知県 土佐清水市	社宅用地	644.00	—	27	平成29年4月
帯屋町支店	高知県 高知市	店舗	—	393.12	124	平成29年12月
中村社宅	高知県 中村市	社宅	1,304.45	620.11	188	平成30年2月

(注) 1. 清水社宅は、社宅用地購入のため建物延べ面積を記載しておりません。

2. 帯屋町支店の土地は、賃借のため敷地面積を記載しておりません。

2. 売却した設備

営業所等	所在地	設備の内容	敷地面積 (㎡)	建物延べ面積 (㎡)	価額 (百万円)	完了年月
東京支店長 社宅	東京都 渋谷区	社宅	24.85	63.02	17	平成29年8月

(6) 重要な子会社等の状況

イ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社 等の議決権比率	その他
株式会社 高銀ビジネス	高知市本町 3丁目3番4号	現金整理、物品販売、 店舗警備、店舗清掃等 の業務	昭和54年 8月22日	百万円 10	% 100	子会社
オーシャンリース 株式会社	高知市知寄町 1丁目4番30号 YKSちよりビル 3F	リース業務	昭和49年 10月1日	20	45 (—)	子法人
株式会社 高知カード	高知市知寄町 1丁目4番30号 YKSちよりビル 2F	クレジットカード業務	昭和62年 8月18日	20	42.5 (37.5)	子法人
こうぎん地域協働 投資事業 有限責任組合	高知市はりまや町 1丁目5番28号	投資業務	平成28年 4月1日	600	—	子法人

事業報告

- (注) 1. 上記4社が、連結子会社であります。
2. 「当行が有する子会社等の議決権比率」欄の()内は、間接所有の割合(内書き)であります。
3. 「こうぎん地域協働投資事業有限責任組合」は、従来持分法非適用非連結子会社でありましたが、重要性が増したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

□ 重要な業務提携の概況

1. 第二地銀協地銀41行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス(略称SCS)を行っております。
2. 第二地銀協地銀41行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行64行、信用金庫262金庫(信金中央金庫を含む)、信用組合130組合(全信組連を含む)、系統農協・信漁連717(農林中金、信連を含む)、労働金庫14金庫(労金連を含む)との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス(略称MICS)を行っております。
3. 第二地銀協地銀41行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービスおよび入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス(略称SDS)を行っております。
4. ゆうちょ銀行との提携により、CAFIS経由方式で現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金サービスを行っております。また、セブン銀行とは、CAFIS経由方式でセブン銀行の現金自動設備による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
5. 四国島内第二地銀協地銀4行(当行、香川銀行、徳島銀行、愛媛銀行)の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金時の利用手数料の無料サービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

記載すべき事項はありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

2. 会社役員（取締役および監査役）に関する事項

(1) 会社役員の様況

(年度末現在)

氏名	地位	担当および重要な兼職の様況
森下勝彦	(代表取締役) 取締役頭取	監査部・人事部担当
和田廣男	(代表取締役) 専務取締役	営業本部・市場金融部担当 営業本部長
海治勝彦	常務取締役	経営統括部・総務部・融資統括部・与信管理部担当
三宮昌子	常務取締役	コンプライアンス統括部・事務システム部担当 事務システム部長
成瀬洋	取締役	本店営業部長
田村忍	取締役	地域連携ビジネスサポート部長兼営業推進部長
秋元厚志	取締役 (社外役員)	[重要な兼職] 高知県人事委員会 委員長
永房展子 (旧姓：北川)	取締役 (社外役員)	[重要な兼職] 弁護士法人 琴平綜合法律事務所 弁護士 日本証券業協会 法務参事
岩崎文明	常勤監査役	
山田浩	常勤監査役 (社外役員)	
齊藤照夫	監査役 (社外役員)	
府川一	監査役 (社外役員)	[重要な兼職] 税理士法人 高知さくら会計 社員税理士

事業報告

- (注) 1. 取締役秋元厚志および永房展子の両氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 社外取締役永房展子氏は、婚姻により戸籍の氏を変更いたしました。が、弁護士業務を北川展子（旧氏名）で行っております。
3. 監査役山田 浩、齊藤照夫および府川 一の3氏は、社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
4. 田村 忍氏は、平成29年6月27日開催の第137期定時株主総会において、取締役に新たに選任され、就任いたしました。
5. 監査役府川 一氏は、税理士としての資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 植田 茂氏は、平成29年6月27日開催の第137期定時株主総会終結の時をもって、取締役を任期満了により、退任いたしました。
7. 当事業年度中において、次のとおり取締役の地位および担当の変更がありました。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
森 下 勝 彦	取締役頭取 監査部担当	取締役頭取 監査部・人事部担当	平成29年6月27日
和 田 廣 男	常務取締役 営業本部担当 営業本部長	専務取締役 営業本部・市場金融部担当 営業本部長	平成29年6月27日
海 治 勝 彦	常務取締役 総務部・融資統括部・与信管理部・ 市場金融部担当	常務取締役 経営統括部・総務部・融資統括部・ 与信管理部担当	平成29年6月27日
三 宮 昌 子	取締役 事務システム部長	常務取締役 コンプライアンス統括部・ 事務システム部担当 事務システム部長	平成29年6月27日

(2) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
秋 元 厚 志	当行は、社外取締役および社外監査役との間で、会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。
永 房 展 子	
山 田 浩	
齊 藤 照 夫	
府 川 一	

(3) 会社役員に対する報酬等

区分	人数	報酬等
取 締 役	9人	100百万円 (11百万円)
監 査 役	4人	37百万円
計	13人	138百万円 (11百万円)

- (注) 1. 平成20年6月26日開催の第128期定時株主総会の決議によって定められた報酬限度額は、取締役が年額132百万円（この額には使用人兼務取締役の使用人分の報酬は含まれておりません。）、監査役が年額54百万円であります。また、上記取締役の報酬限度額とは別枠に、平成29年6月27日開催の第137期定時株主総会の決議によって定められた株式報酬等の取締役（社外取締役を除く。）に対する報酬等の限度額は、当初の信託期間は4年間として72百万円であります。なお、株式報酬型ストック・オプションは廃止し、新規に新株予約権の付与は行っておりません。
2. 取締役の「報酬等」には、株式報酬に係る費用計上額11百万円が含まれており、() 内書きしております。
3. 「人数」には、平成29年6月27日開催の第137期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
4. 取締役の「報酬等」には、取締役が使用人を兼ねる場合の使用人分としての報酬額3名分18百万円は含まれておりません。
5. 「報酬等」には、退任役員退職慰労金は含まれておりません。

事業報告

6. 平成20年6月26日開催の第128期定時株主総会において、役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給を決議しており、現任の取締役1名に対する支給予定額は7,300千円であります。
- なお、打ち切り支給の時期につきましては、当該役員退任以降とすることを予定しております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

他の法人等の重要な兼職の状況につきましては、「2. 会社役員（取締役および監査役）に関する事項（1）会社役員の状況」に記載のとおりであります。なお、当行と当該他の法人等との間には、開示すべき関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会および監査役会への出席状況	取締役会および監査役会における発言その他の活動状況
取締役 秋元厚志	2年9カ月	当期開催の取締役会17回のうち16回に出席しております。	取締役会において、自らの経歴ならびに経験による知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・助言・提言等を行っております。
取締役 永房展子	2年9カ月	当期開催の取締役会17回すべてに出席しております。	取締役会において、自らの経歴ならびに経験による知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・助言・提言等を行っております。
監査役 山田浩	1年9カ月	当期開催の取締役会17回および監査役会18回すべてに出席しております。	取締役会および監査役会において、自らの経歴ならびに経験による知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・助言・提言等を行っております。
監査役 齊藤照夫	1年9カ月	当期開催の取締役会17回および監査役会18回すべてに出席しております。	取締役会および監査役会において、自らの経歴ならびに経験による知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・助言・提言等を行っております。
監査役 府川一	1年9カ月	当期開催の取締役会17回および監査役会18回すべてに出席しております。	取締役会および監査役会において、自らの経歴ならびに経験による知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・助言・提言等を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

区 分	人 数	銀行からの報酬等
報 酬 等 の 合 計	5人	32百万円

(4) 社外役員の意見

記載すべき事項はありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	
	普通株式	40,900千株
	第1種優先株式	40,900千株
	発行済株式の総数	
	普通株式	10,244千株
	第1種優先株式	7,500千株

(注) 平成29年6月27日開催の第137期定時株主総会決議、普通株主および第1種優先株主に係る各種類株主総会決議により、平成29年10月1日付で普通株式および第1種優先株式の単元株式数を、いずれも1,000株から100株に変更するとともに、10株につき1株の割合で株式併合を実施いたしました。これにより普通株式および第1種優先株式の発行可能株式総数は、いずれも359,100,000株減少し、40,900,000株となっております。

また、発行済株式数につきましては、普通株式は92,203,200株減少し10,244,800株となり、第1種優先株式は67,500,000株減少し7,500,000株となり、発行済株式総数は159,703,200株減少し17,744,800株となっております。

(2) 当年度末株主数	普通株式	5,803名
	第1種優先株式	1名

事業報告

招集ご通知

(3) 大株主

① 普通株式（上位10名）

（年度末現在）

株主の氏名または名称	当行への出資状況	
	持株数（千株）	持株比率（%）
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	774	7.61
高知銀行持株会	443	4.36
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	370	3.64
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	213	2.10
四国総合信用株式会社	206	2.03
株式会社技研製作所	169	1.66
株式会社ヨンキュウ	167	1.64
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	137	1.35
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	135	1.33
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口1）	109	1.07

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式（82,869株）を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 当行は業績連動型株式報酬制度を導入しており、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）（以下「トラスティ信託口」といいます。）が当行株式45千株を取得しております。
- なお、トラスティ信託口が所有する当行株式については、自己株式に含めておりません。

② 第1種優先株式

（年度末現在）

株主の氏名または名称	当行への出資状況	
	持株数（千株）	持株比率（%）
株式会社整理回収機構	7,500	100.00

- (注) 第1種優先株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に規定する行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

(4) その他株式に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

株主総会
参考書類

事業報告

計算書類・
連結計算書類

監査報告書

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

氏名または名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ 監査法人 指定有限責任社員 業務執行社員 山 崎 慎 司 指定有限責任社員 業務執行社員 秋 山 範 之	65百万円	(報酬等について監査役会が同意した理由) 監査役会は、会計監査人から提出された監査計画の内容、報酬の前提となる見積りの算出根拠及び会計監査人の職務遂行状況等について、その適切性を審議した結果、適正な監査を実施するために妥当な水準であると判断し、会計監査人の報酬等について同意しました。

- (注) 1. 当行および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 66百万円
2. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る監査報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(2) 責任限定契約

責任限定契約は、締結しておりません。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意により解任します。

また、会計監査人の監査の適切性について、監査品質や独立性等から毎年総合的に判断し、必要がある場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

記載すべき事項はありません。

計算書類

第138期末 (平成30年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	76,578	預当座預金	920,766
現金	13,420	当座預金	53,452
預け金	63,158	普通預金	342,571
金銭の信託	1,069	貯蓄預金	9,347
有価証券	314,468	定期預金	1,989
国債	80,078	短期預金	502,638
地方債	10,387	その他の預金	7,134
株式	120,649	譲渡の他の預金	3,632
その他の証券	18,411	借入の預金	30,000
貸出金	84,942	未払の他人債	73,411
割引手形	695,143	未前給付の払込金	2,457
手証書	6,871	未前給付の受取	202
当座貸越	26,786	賞与引当金	1,238
外国為替	568,273	退職給付引当金	339
外国店為替	93,212	睡眠預金	1
取立外資	1,019	株式報酬延税	30
その他の資産	825	繰上りの他の負債	52
前払費用	193	賞与引当金	591
未収収益	8,326	退職給付引当金	376
金融派生の資産	60	睡眠預金	3,298
有形固定資産	1,007	株式報酬延税	204
建物	346	繰上りの他の負債	11
土地	6,911	再評価に係る繰上りの承諾	797
リース資産	4,507	負債の部合計	1,753
建設仮勘定	10,556	(純資産の部)	1,579
その他の有形固定資産	48	資本剰余金	19,544
無形固定資産	109	資本剰余金	16,702
ソフトウェア	1,057	その他の資本剰余金	11,751
ソフトウェア仮勘定	527	利益剰余金	4,951
その他の無形固定資産	385	利益剰余金	22,707
支払承諾見返	7	その他の利益剰余金	836
貸倒引当金	135	圧縮記帳積立	21,870
資産の部合計	1,103,805	繰上りの利益剰余金	237
		繰上りの利益剰余金	21,632
		繰上りの利益剰余金	△187
		【株主資本合計】	58,765
		その他の有価証券評価差額金	6,671
		土地再評価差額金	3,674
		【評価・換算差額等合計】	10,345
		新株予約権	38
		純資産の部合計	69,149
		負債及び純資産の部合計	1,103,805

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

計算書類・
連結計算書類

監査報告書

第138期 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科目	金額	金額
経常利益	15,068	18,123
利息配当	10,668	
受取利息	4,344	
受取配当	0	
手数料	42	
手数料	12	
手数料	1,960	
手数料	613	
手数料	1,346	
手数料	250	
手数料	3	
手数料	233	
手数料	6	
手数料	7	
手数料	844	
手数料	256	
手数料	99	
手数料	164	
手数料	166	
手数料	158	
経常損失	766	15,427
利息配当	754	
受取利息	4	
受取配当	0	
手数料	5	
手数料	1	
手数料	0	
手数料	1,575	
手数料	107	
手数料	1,467	
手数料	779	
手数料	267	
手数料	60	
手数料	247	
手数料	203	
手数料	12,082	
手数料	224	
手数料	146	
手数料	15	
手数料	62	
経常利益		2,695
特別利益	25	
特別損失	259	
特別損失	47	
特別損失	211	
経常利益	570	2,461
特別利益	241	
経常利益		812
特別利益		1,648

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

計算書類・
連結計算書類

監査報告書

第138期末 (平成30年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	77,263	預 金	919,629
金 銭 の 信 託	1,069	譲 渡 性 預 金	30,000
有 価 証 券	314,493	借 用 金	77,982
貸 出 金	692,357	そ の 他 負 債	5,175
外 国 為 替	1,019	賞 与 引 当 金	385
リース債権及びリース投資資産	6,594	退 職 給 付 に 係 る 負 債	3,306
そ の 他 資 産	14,962	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	5
有 形 固 定 資 産	16,366	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	204
建 物	4,509	株 式 報 酬 引 当 金	11
土 地	10,566	繰 延 税 金 負 債	886
建 設 仮 勘 定	109	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,753
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	1,181	負 の の れ ん	119
無 形 固 定 資 産	559	支 払 承 諾	1,579
ソ フ ト ウ ェ ア	415	負 債 の 部 合 計	1,041,040
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	7	(純 資 産 の 部)	
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	136	資 本 金	19,544
繰 延 税 金 資 産	4	資 本 剰 余 金	16,702
支 払 承 諾 見 返	1,579	利 益 剰 余 金	24,518
貸 倒 引 当 金	△11,360	自 己 株 式	△187
資 産 の 部 合 計	1,114,907	【株 主 資 本 合 計】	60,576
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	6,717
		土 地 再 評 価 差 額 金	3,674
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	4
		【そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計】	10,396
		新 株 予 約 権	38
		非 支 配 株 主 持 分	2,855
		純 資 産 の 部 合 計	73,867
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,114,907

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

計算書類・
連結計算書類

監査報告書

第138期 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		23,551
資金運用収益	15,104	
貸出金利息	10,681	
有価証券利息配当金	4,368	
コールローン利息及び買入手形利息	0	
預け金利息	42	
その他の受入利息	12	
役務取引等収益	2,240	
その他業務収益	5,333	
その他経常収益	873	
貸倒引当金戻入益	252	
償却債権取立益	99	
その他の経常収益	521	
経常費用		20,571
資金調達費用	800	
預金利息	754	
譲渡性預金利息	4	
コールマネー利息及び売渡手形利息	0	
債券貸借取引支払利息	5	
借入金利息	36	
役務取引等費用	1,743	
その他業務費用	5,432	
営業経費	12,382	
その他経常費用	212	
その他の経常費用	212	
経常利益		2,980
特別利益		25
固定資産処分益	25	
特別損失		260
固定資産処分損失	48	
減損	211	
税金等調整前当期純利益		2,745
法人税、住民税及び事業税	653	
法人税等調整額	263	
法人税等合計		916
当期純利益		1,828
非支配株主に帰属する当期純利益		80
親会社株主に帰属する当期純利益		1,747

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

計算書類・
連結計算書類

監査報告書

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月17日

株式会社高知銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山崎 慎司 ㊞指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 秋山 範之 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社高知銀行の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第138期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月17日

株式会社高知銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山崎 慎司 ㊞指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 秋山 範之 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社高知銀行の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社高知銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第138期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査計画、監査の方針等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査計画、監査の方針等に従い、取締役、内部監査部門その他の職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な稟議書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び職員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月18日

株式会社高知銀行 監査役会

常勤監査役 岩 崎 文 明 ㊟

常勤監査役 山 田 浩 ㊟

監 査 役 齊 藤 照 夫 ㊟

監 査 役 府 川 一 ㊟

(注) 監査役山田浩、監査役齊藤照夫及び監査役府川一は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

株主総会は当行本店5階ホールで開催いたします。ご出席の際は下記の案内図をご参照ください。



株主総会 会場

本店5階ホール

高知市堺町2番24号
当行本店5階ホール
TEL : 088-822-9311 (代表)



当行本店までの所要時間

JR高知駅より徒歩にて約15分、はりまや橋より徒歩にて約3分。

<お願い>

お車でお越しの株主さまは、本店南側の当行専用駐車場をご利用ください。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。